

第1回国土審議会

平成13年3月15日(木)

【国土計画局長】 それでは、ただいまから第1回の国土審議会を開催させていただきます。

私、国土交通省の国土計画局長の小峰でございます。よろしくお願いいたします。会長が選出されるまでの間、暫時、私が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この国土審議会は、中央省庁等の改革によりまして、平成13年1月6日に新たに発足したものでございます。ご列席の皆様方には国土審議会委員にご就任いただき、本日早速ご参集いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。今回は第1回の会合でございますので、議事に先立ちまして、委員に就任された皆様をご紹介させていただきます。

【国土計画局総務課長】 それでは、ご紹介をさせていただきます。

お手元の資料2に委員名簿がございますが、それをごらんいただきたいと思います。

衆議院の指名による委員として岩國哲人委員。奥野誠亮委員は、本日出席のご予定でございましたが、政務のためにご欠席でございます。河上覃雄委員は、本日はご欠席でございます。谷川和穂委員。中山正暉委員。松崎公昭委員は、ご出席の予定でございましたが、政務のためご欠席となりました。以上の方が就任されております。

参議院の指名による委員といたしまして、大島慶久委員。風間昶委員は、まだお見えではございませんが、本日はご出席の予定でございます。小山峰男委員。陣内孝雄委員。以上の方が就任をされております。

次に、学識経験を有する委員の方といたしまして、秋山喜久委員。井上定彦委員。岩崎美紀子委員。大西隆委員は、本日はご欠席でございます。加賀美幸子委員。川勝平太委員は、本日はご欠席でございます。小澤紀美子委員。潮谷義子委員。生源寺眞一委員は、本日はご欠席でございます。榛村純一委員。須田寛委員。丹保憲仁委員。中川博次委員。中村桂子委員は、本日はご欠席でございます。中村英夫委員。根本二郎委員。藤田宙靖委員。藤原まり子委員。森地茂委員は、本日はご欠席でございます。矢田俊文委員は、まだお見えではございませんが、ご出席の予定でございます。以上の方が就任されているわけでございます。

以上、ご紹介をさせていただきました。

【国土計画局長】 では、次に、会長の互選に移らせていただきます。

会長は国土交通省の設置法第9条第1項の規定によりまして、委員の方々から互選していただくということになっております。いかがでございましょうか。

【中山委員】 国会から指名を受けました委員の中では私が年長でございますし、また先輩の奥野委員が、今日のご欠席でございますので、大変僭越でございますが、私、中山正暉私からご提案を申し上げたいと思います。会長につきましては、これまでの経緯もでございますし、学識経験者の中からお選び申し上げるべきだと思っております。

学識経験者の方の中には、非常に有能な方がたくさんいらっしゃいますが、従前の国土審議会委員を務められ、「21世紀の国土計画のあり方」についての議論にも参画されるなど、国土政策全般に深い学識を有しておられます秋山喜久委員にご就任をいただきたいと、かようにご提案を申し上げたいと存じます。どうぞひとつよろしくご賛同のほどお願いいたします。ありがとうございました。

【国土計画局長】 ただいま中山委員から秋山喜久委員を会長にというご提案がございましたが、委員の皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【国土計画局長】 ありがとうございます。それでは、ご異議ないということでございますので、秋山喜久委員に会長をお引き受けいただくことといたします。

それでは、秋山会長に会長席についていただきまして、これ以降の議事運営は会長にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほど委員紹介の間に風間委員がお見えになっておりますので、よろしくお願いいたします。

【秋山会長】 ただいま皆様のご推挙によりまして会長に選任されました秋山でございます。省庁再編後、初めての21世紀にスタートいたします国土審議会の会長をお引き受けいたしまして、大変その責任の重さを痛感しているところでございます。どうか委員の皆様方のご協力によりまして、この責務を全うしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思いますけれども、最初に皆様方にお諮りしたいことは、あらかじめ国土交通省設置法第9条第3項の規定によりまして、会長代理を指名させていただきたいと存じます。それでは、まことに恐縮でございますけれども、中

村英夫委員に会長代理をお願いしたいと思いますので、中村委員、よろしく願いいたします。

【中村（英）委員】 承知いたしました。どうぞよろしくお願い致します。（拍手）

【秋山会長】 それでは、議事に入らせていただきます。最初に高橋国土交通副大臣にごあいさつをお願いいたします。

【高橋副大臣】 国土交通副大臣の高橋一郎でございます。第1回国土審議会の開催に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより国土行政の推進に多大なご尽力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

激動の20世紀が終わりを告げ、新たな世紀を迎えた本年1月6日、北海道開発庁、国土庁、運輸省及び建設省が統合され、新たに国土交通省が発足いたしました。これに伴い、国土政策に関する5つの審議機関が当国土審議会として統合再編成され、本日ここに第1回の会合を開催いたす運びとなりました。こうした意味で今回の国土審議会は、21世紀の国土政策に第一歩をしるす重要な審議会であると認識しております。近年のIT革命の進展により、私たちの社会生活は絶え間なく変化を続けており、21世紀の国土政策にはこのような経済社会情勢の激しい変動への対応が求められております。また、地方分権時代を迎え、国と地方との対等なパートナーシップの構築も重要となっております。このような観点から本日は21世紀の幕開けに当たり、今後の国土の展望、国土政策のあり方について活発なご議論をいただきたいと思いますと考えております。私といたしましては、皆様方のご意見を踏まえつつ、一層精力的な国土行政の推進に努めてまいり所存でございますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。平成13年3月15日国土交通副大臣高橋一郎。

なお、参議院で国土交通委員会が開催中でございますので、これでご無礼いたしますことをお許しいただきたいと存じます。何分ともよろしくお願い致します。（拍手）

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。きょうは最初に運営規則など手続的なことをご審議いただき、その後、これまでに出版されています報告書についてのご報告を聞いていただき、最後に、今後国土審として何をやっていくかというふうなご議論をお願いしたいと思います。

では、議事次第が皆様のところへ配付してあると思いますけれども、最初の国土審議会運営規則につきまして皆様にお諮りしたいと思います。次に、2番目に調査審議の方向につきましてご審議いただきたいと思います。それでは、まず、国土審議会運営規則につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

【国土計画局総務課長】 それでは、運営規則の審議に先立ちまして、国土審議会の組織と任務につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料3に国土審議会の組織が載っております。この資料の下の図にございますように、4つの審議会と1つの委員会の一部が再編成されまして、国土政策について総合的な審議を行う国土審議会、新しい国土審議会ができ上がっているわけがございます。あわせて、専門的な審議を機動的に運営するための分科会を設置いたします。注の2にございますように、当面は、半島振興対策分科会を設置の予定でございます。これについては後ほどご報告申し上げます。

次に、資料4をごらんいただきたいと思います。国土審議会の所掌事務について記述をいたしております。国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議するというのが国土審議会の基本的な機能でございます。また、その下に法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することというふうになってございます。ごらんのように多数の法律がございますが、この審議会の本審では、国土総合開発法に基づきます全国総合開発計画に関することが最も大きな仕事となっております。そのほかの法律に関しましては、その下に設置される分科会において専門的な審議を行うということでございます。以上、ご説明いたしました国土審議会の概要を念頭に置いていただきながら、資料5の運営規則の（案）をごらんいただきたいと存じます。

ごらんいただいておりますように、趣旨、招集、議事等々審議会運営上、通常必要となる事務的な諸事項を定めるものでございます。そのうちの若干の点につきまして補足的にご説明いたします。

まず1ページ目の第5条でございます。議事の公開について規定いたしております。これは会議、あるいは議事録の少なくとも一方を原則公開とするというふうに規定をいたしております。これは国の審議会に関する情報公開の方針に沿った規定となっております。こういう規定になっておりますが、この条項の運用の方針でございますが、次回以降は会議及び議事録ともに原則公開とすることでどうかということで、事務局からご提案をさせていただきます。なお、本日の会議につきましては、委員の皆様のご判断を伺

うまでの措置ということで、非公開として準備をさせていただきましたが、議事録を発言者名入りで公表することにはいかがかと思えます。

また、本日は審議会終了後に、会長に記者会見をしていただく準備をいたしております。

次に、2ページ目の第7条、これは分科会に関する規定でございます。第1項は、分科会で取り扱うべき事項について会長が諮問を受けた場合には、分科会に付託されるということを書いているわけでございます。第2項でございますが、複雑な書き方になっておりますが、内容的には審議会の委員を分科会長といたします分科会につきましては、会長の同意を得て、分科会の議決を審議会の議決とすることとしたものでございます。この規定の趣旨は、分科会でご審議いただいた専門的な内容を重ねて審議会でご審議いただく必要は薄いのではないかとということで設けておるわけでございますが、第3項でございますように、会長がこの本審議会でご審議が必要と認めた場合には、もちろんこの限りではないということでございます。

次に、3ページ目をめくっていただきますと、首都圏整備計画等の決定に関する議決の取扱いについてという資料がございます。このご説明をいたします。

首都圏、近畿圏、中部圏の3大都市圏の諸計画につきましては、上位にございます基本計画、これは国土のあり方に関する本質的な議論でございますので、この本審議会でご審議を当然いただくわけでございますが、その細目に関します下位の計画、具体的にはこの資料の記のところに書いてございます整備計画とか、毎年の事業計画というものでございますが、こういうものにつきましては、分科会の議決に対して会長の同意があれば、国土審議会としての議決にかえることができるというふうにするものでございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。

以上、事務局からご説明がありました運営規則につきまして、一括して議論していただければありがたいと思えます。どなたか、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【藤田委員】 この分科会に関する第7条第4項のところでございますけれども、「会長は、第2項の同意をしたときは、必要に応じて、当該同意に係る議決を審議会に報告するものとする。」とありますが、「必要に応じて」という要件が殊さらについているのはどういう理由かということ伺いたいです。その理由を申しますと、もともと従来の審議会はこのたび整理するということになりまして、国土審議会というものが従来の4つ、5

つの審議会をまとめてできたということになったわけですが、しかし、従来の審議会というのがほとんど分科会ということでそのまま残るということになります。これにつきましては、その専門性といったことから、本審議会で全部を議論できないだろうということで、分科会を設けるという趣旨はわからないではないにいたしましても、そこでなされた議決をもって審議会の議決にかえるということ自体かなり問題があるところだと私は思っております。ただ、これは今更やむを得ないこととしても、しかし、少なくともそういう分科会で決まったことはすべてこの本審議会に報告されるというのが原則ではなからうか。私はそのように考えておるものですから、この「必要に応じて」という付言が、これがどのような機能を持つかということを実は危惧しているわけでございまして、むしろ原則はこれを報告であるということの確認をしていただきたい。こういう趣旨で申し上げるわけでございます。

【秋山会長】 事務局のほうお願いします。

【国土計画局総務課長】 ただいまのご質問の件でございしますが、先ほど資料でいろんな法律の規定をごらんいただきましたが、法律で分科会や審議会の議を経るといような規定はたくさんございますが、その中の非常に軽微なものもあろうかと思えます。そういうものもすべて細かくご報告するということになりますと、この立派な委員の方々がいらっしゃる本審議会は、そう何度も開けるわけではないので、しかも、時間が限られるということもございしますので、そういう軽微な案件については省かせていただくという趣旨でございまして、考え方としては、原則として、今、お話がございましたように、ご報告をするということでございます。

【藤田委員】 ならば、ここは本来「審議会に報告するものとする。ただし、軽微な事項その他については省くことができる」といような定め方にすべきものであったらうと、私はそのように考えます。

【秋山会長】 如何でございしますか。

【国土計画局総務課長】 委員の皆様がそういうことであれば、今のような書き方に改めさせていただきたいと存じますが。

【秋山会長】 この条文は会長が必要と認めた場合は報告すると、こういうことですので、おっしゃるように、できるだけ分科会の議決事項で重要なものは報告するようにはさせていただきます。それでは、文面の書き方はご一任いただけますか。よろしゅうございますか。

【藤田委員】 原則報告という趣旨をはっきりわかるようにしていただければと思います。

【秋山会長】 どこにはっきりさせると。会長が必要と認めなければ全部付託できないから、報告以前にこの審議会でやっていただくと、こういうことになると思いますけれども、ご趣旨は十分生かしてやっていくようにいたします。

そのほかございますか。議事の公開のほうはこのくらいでよろしゅうございますか。原則公開ということで。各委員会、審議会でいろいろ公開の決め方が非常に難しいようでございますけれども、本審議会では特段の理由がない限り公開とするということで。

それでは、特にございませんでしたら、今の藤田委員のご趣旨を生かしながら運営していくということで原案どおりとさせていただきたいと思います。なお、この会議につきましては、次回から原則公開、議事録につきましては、今回分から発言者入りで公開するという方針でよろしゅうございますか。それでは、そういうふうに取り計らいさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、以上のとおり決定させていただきます。

次の議題といたしまして、今後の調査審議の方向につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【国土計画局長】 それでは、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料6 - 1というのがございます。これをごらんをいただきたいと思います。今後の調査審議の課題というペーパーでございます。1のところは、これまでの調査審議の経緯を書いております。ご承知のように、平成10年3月に第5次の全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が閣議決定されまして、それ以降、国土審議会では政策部会でいろいろ議論をしてきたわけですが、その中身を大きく分けて2つございます。1つが計画の効果的推進方策に関する検討、もう一つがこの国土計画の理念の明確化ですとか、地方分権等諸改革への対応といった要請にこたえ得る新たな国土計画体系の確立を目指した調査審議、この2つでございます。

最初の計画の効果的推進方策、これにつきましては、平成11年6月に、計画の4つの戦略の具体的推進方策といたしまして、「『21世紀の国土のグランドデザイン』戦略推進指針」というのを取りまとめまして、これを関係22省庁によって構成される推進連絡会議で決定するという措置をとっております。もう一つの新たな国土計画体系の確立についてでございますが、これは国土のグランドデザインですとか、第2次地方分権推進計画の

指摘を踏まえつつ、昨年11月に、これは政策部会と土地政策審議会の計画部会、この共同で、今後構築されるべき国土計画体系の基本方向と新たな制度確立に当たって検討すべき課題を指摘いたしました「21世紀の国土計画のあり方」、これを取りまとめて、これを審議会にご報告をしたというところでございます。

今後の調査審議としてどんなものやっというかということでございますが、我々としては、次のような項目について、来年の秋ごろを目途に調査審議を進めてはどうかということをご提案させていただきます。大きく2つの柱がございます。とがございまして、が、いわば、その中身の話でございまして、が制度的な枠組みの話という整理でございます。の「国土計画の新たな課題」というところでございまして、これは、平成10年に第5次全国総合開発計画ができた後、グローバル化ですとか、IT革命、さらに公的債務の大幅な累積等、こういったいろんな情勢変化が既に出てきているということで、こういった今日的課題に対応した計画のフォローアップを実施する。また、新たに出てきた課題について検討をしたらどうかということでございます。

2番目の枠組みのほうでございまして、これがの「新たな国土計画制度」の検討ということございまして、先ほどご説明しました昨年11月にお出しいただきました「21世紀の国土計画のあり方」、それから、で検討いたします「国土計画の新たな課題」といったものを踏まえながら、新たな国土計画制度の確立に向けた検討を行っていただいております。

その具体的な中身はその次の別紙-1と2に書いてございます。まず別紙-1でございまして、これが第1の柱の、計画の中身のほうの検討事項でございます。大体5つぐらいの柱を挙げております。第1の柱がグローバル化・IT革命と地域の発展という課題でございまして、これは言うまでもなく、国土計画を取り巻くいろんな環境変化の中で一番大きなものがこのグローバル化・IT革命というものではないかと思われまして、ここに書いてありますように、グローバル化・IT革命への積極的な対応で我が国の地域の活力を再生していくということが求められているわけですが、そういったグローバル化・IT革命等に伴う産業構造の転換、地域経済の盛衰等のメカニズムを分析をいたしまして、我が国及び地域の経済活力再生への課題を明らかにしたいということでございます。

2番目の柱が安全な国土の形成ということでございまして、これは言うまでもなく、国民が最も基本的なものとして求めているものはこの安全ということであろうと思っておりますが、ここに書いてありますように、近時の多発する災害、これは最近の例をとってみまし

ても、有珠山の噴火ですとか、名古屋の集中豪雨ですとか、いろんな災害が出ている中で、安全な国土の形成への国民的ニーズがさらに高まっているのではないかとということで、国土における諸活動の展開に際して、災害に対する「リスク管理」という視点を踏まえて現状分析・将来展望することによって、安全な国土形成への課題を明らかにしたいということでございます。

3番目の柱が、経済社会システムの変容と国土・地域ということでございますが、これは国土に限らず、周りを見ますと、雇用ですとか、企業経営ですとか、金融システムですとか、経済社会システム全体が大きく変動しているということでございますが、ここに書いてありますように、人口減少、少子・高齢化、また、バブル経済・土地神話の崩壊、こういった経済社会の変化、また、個人のライフスタイルの変化に対応して、経済社会システムの転換が求められている。こういった中で、企業の経営戦略、国民の生涯における職住のあり方、都市・農村を通じた地域社会のあり方等の変貌が予想されるということで、こういった変容に対応した国土計画の課題ということを考えたいということでございます。

4番目、これは、投資制約と社会資本の整備・管理ということで、社会資本整備についての考え方も最近大きく変わりつつあるということでございます。最近の状況を見ますと、ここにありますように財政制約、投資制約が強まる一方、既存のストックの維持更新需要、メンテナンスの需要がこれから大きくなっていくということで、従来に増して効率的・重点的な社会資本整備・管理が不可欠であるということでございますので、分野別・地域別の主要な社会資本ストック、また、それによって生み出されるサービスの現状というものを分析をいたしまして、将来展望する、こういった中で今後の課題を明らかにしたいということでございます。

最後の5番目、これは循環型・環境共生型の国土の形成ということで、言うまでもなく、環境問題との関係をどう整理していくかというのが国土にとっても大変重要な課題だということでございます。ここに書いてありますように、地球温暖化等の地球環境問題、エネルギー、食料等の資源制約に対応するために、経済社会システム、国民の生活様式の変革が求められているという中で、国土・地域での諸活動の展開を環境負荷や生態系維持等の観点から分析して、循環型・環境共生型の国土形成に向けた課題というものを明らかにしたいということでございます。

それから、次の別紙 - 2、これが2番目の柱、枠組みのほうの検討課題でございます。これにつきましては、冒頭ありますように、昨年11月の「21世紀の国土計画のあり方」

の報告、また、別紙 - 1 で検討いたしますような「国土計画の新たな課題」を踏まえて、以下に述べるような検討を行いたいということですが、ここでは大きく3つの課題を指摘をしております。

1つが国と地方の役割分担ということでございます。地方分権が進むという中で、国土計画についても、国と地方公共団体の役割分担のあり方についてさらに研究する必要があると。特に、ここにありますように、「国の計画」の策定過程に地方公共団体がどう参加していくか。また、その内容について地方公共団体との役割・責務をどう考えていくか。また、その調整の仕組みをどう考えていくのかといったようなことについて、これは複数の都道府県域を対象とする、いわゆるブロック計画、広域計画のあり方を含めまして検討したいということでございます。

2番目の柱が国土基盤整備の重点化・効率化ということで、国土計画においても、国土基盤整備に当たっての評価の基準を明確化したり、分野別地域配分の重点化に対応するような指針性、ガイドラインとなり得るような指針性を向上していくということが求められておりますので、こういった国土基盤整備の重点化・効率化のあり方について検討したいということでございます。

3番目は土地利用の新たな指針ということで、これにつきましても、土地利用に関して、国の指針というものが、国の行政機関とか地方公共団体に対する指針性としてどうそれを向上させていくかという観点を踏まえますと、最近では工業用地等の開発需要が沈静化する一方、里山林等の身近な自然が減る、耕作放棄地が増える、また、森林維持の困難が懸念されるといったような状況が出てきておりますので、こういった新たな状況を踏まえながら、計画においてどんな指針を示していくべきかといったような点について検討したいということでございます。

以上が今後国土審議会でご検討いただいたらどうかと思うものでございますが、あわせて、お手元にお配りしております「国土の未来像」というものがございます。こういうカラー刷りの冊子が後ろのほうに入っていると思っておりますが、これについて簡単にご紹介をしたいと思います。

これは扇国土交通大臣の強いご指示もありまして、いわば、国土のグランドデザインの副読本のようなものとして作成をしたというものでございます。この資料の、二、三枚くっていただきますと、「はじめに」というものがございますが、これは一応平成10年に決まりました「21世紀の国土のグランドデザイン」5全総をベースにしているわけです。

が、この5全総全部を解説しようというわけではございませんで、この下のほうにとりまとめにあたっての考え方というのが4つ紹介してございますが、国民生活に身近なもの、生活者の視点から捉えて、国民にとってわかりやすく、国民の参加や協力を前提としたメッセージとして提示するという方針で整理をしたというものでございます。

どんなものかということですが、次に目次がございまして、この目次を見ていただきますと、例えば第2章で推進すべき施策として4つを挙げておりますが、安心でゆとりある生活、競争力ある経済社会、自然環境の保全と循環型社会、交流と連携という4つについて、なるべく現状をわかりやすく、それから、施策の目標を定量的に、それから、国民の役割もあわせてまとめているわけです。

全体をご説明する余裕はございませんが、例えばということで見させていただきますと、安心でゆとりある生活という点では14ページをごらんをいただきますと、快適で衛生的な暮らしという項目ですけれども、左側に下水道の普及率が府県別に普及率に応じて色分けをしているというグラフがございまして、右側に政策目標として「21世紀初頭に概ねすべての世帯に下水道等を！」という目標が示されていて、さらに15ページの下の方に、国民も考えるべきことがあるということで、「ひとりひとりの気遣いで水は生き返ります」といったような指摘をしているということでございます。

それから、さらに28ページ、競争力ある経済社会の例として物流・流通サービスの向上という項目がございまして、左側に物流に関してどんな問題点があるか。輸入に際しての手の煩雑さですとか、流通のコストの問題、こういった問題点を指摘しております。一方、右側の29ページでは、上のほうになるべく定量的な目標ということで、定量的なそれぞれの項目についての目標が示されているといったような整理になっております。

それからさらに、例えば56ページ、57ページに飛んでいただきまして、世界との交流の拡大という項目がございまして、左側の問題点としまして、例えば左側の下のほうに、出入国者数のバランスがありますけれども、日本から出国者の数は世界で10位だけれども、日本に来る人の数は36位だという、出る人はたくさん、外国にはたくさん行くけど、日本にはあんまり来ないというような指摘をしまして、57ページに「2007年までに訪日外国人数を800万人に！」という目標を掲げて、さらに国民一人一人の課題としては、下のほうにひとりひとりがホスピタリティーの向上に努めることが必要だといったような指摘をしているということで、今、ご紹介したような感じでそれぞれの項目がまとめられているということでございます。

それから、今後のこういった目標を実現していく基本的な視点として、62ページ以降に7つのポイントということで、住民の主体的で責任ある参加による地域づくり、国土づくりですとか、そういった主なポイントを7つ指摘をしているといったようなことでございます。今後こういった国民に対してわかりやすく我々が考えている課題をお示していくということも大変重要かと思っておりますので、今日、この場を借りましてご紹介をさせていただきます。

説明は以上でございます。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。

審議に入らせていただく前に、矢田委員がお見えでいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。矢田委員、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、今、事務局のほうからご説明いたしました国土計画の新たな課題、あるいは新たな国土計画制度、あるいは国土の未来像につきまして、ご質問、ご意見がございましたらご自由にご発言いただきたいと思います。どうぞ、中山委員。

【中山委員】 実は、ここに配布されております資料の『国土の未来像』に関してのことでございます。先般国土交通省からご説明に来られたときにも私は申し上げたんですが、丁度国土庁長官として一昨年12月20日、首都機能移転審議会の答申をお受けした当の本人が私でございます。私は昨今の財政事情を慮って、当時の大都市圏整備局長だった板倉さんには答申を受ける時期として適切だと思えないので、もう少し遅らせた方が良いのではないかと私なりの意見を申し述べたのですが、平成2年の国会決議以来調査会・審議会と時間をかけた成果として、受けて欲しいとのことでしたのでお受けしました。

ところがなんと、この『国土の未来像』の中にはこの答申のことには一言も触れられていません。国会の「国会等の移転に関する特別委員会」で、答申を受けて2年の間に、三候補地の内、一地域を選択し決定するという趣旨の委員会決議がなされていることを全く無視しているのです。せめて、答申を内閣に提出し、それが国会に伝達された事実を記述すべきではないかと、いささか驚いてさえいるのです。

私は、国の累積された借金666兆を将来に向かって解消するためには、国土の大改造を手がける首都機能の移転しかない、いわゆるリニアモーターの活用の新線とか、それから、私が国土庁長官のときに大深度法を通しましたが、大深度法なんかを利用しての、例えば東京、大阪なんていうのはもう飛行機を飛ばし合うんでなしに、1時間でリニアで結ぶとか、いろんな考え方があると思うんです。空港なんていうのは地方とのコミュニケ

ーションを図るための交通機関にして、666兆の借金を払うためには、いわゆる産業廃棄物の一括処理の見本みたいなものを世界に提示するとか、そんなことを首都機能移転する、どこへ移すかは別にして、私は全く無視しているのはどういうわけかと思うのです。この間も局長に申し上げたんです。全くこの国会決議を無視している感じで、ここにも国会の先生方がたくさんいらっしゃいますが、国会からも審議会委員として参加している限りは、これ、黙ってこのまま私は見過ごすわけにいかんと思うんですがね。私が答申を受けた本人ですから、特にその責任上も私は一言申し上げておかなきゃいかんと思いますので。

私は閣議でも2回言いました、小淵総理大臣に。小淵総理大臣、経済を再生させようと思ったら首都機能に移すと。鎌倉幕府というのが天皇を京都に置いておいて鎌倉に移した。それから、天皇を京都においたそのまま江戸幕府というのが265年間移った。それが日本の経済の発展につながった。その時代その時代で画期的な景気の回復はこれしかありませんと言ったら、総理大臣が何とおっしゃったかという、中山さん、総理官邸をつくりましたからねとおっしゃったんです。総理、それは30年の話で、あんなものは30年たったら古くなりますよと。もっと100年、200年の計画を考えていただかなきゃいかんのではないですかと閣議で言いましたから外へは出ませんでした。施政方針演説に書いてくれと頼んだんですが、KSD支援については施政方針演説に入ったようでございますが、これは入らなかった。非常に私、残念だと思っています。どうぞ、ひとつその辺で、せめて首都機能移転の資料ぐらいつけておいたらどうかと、これだけ申し上げておきたいと思います。

【秋山会長】 はい。どうもありがとうございました。事務局のほう何かございますか。

【国土計画局長】 先ほど申し上げましたように、この資料は、国民生活に重要な項目をわかりやすくという観点で、ランドデザインに掲げられているものを必ずしも網羅的に示すものではなくて、適宜ピックアップさせていただいたわけですけれども、首都機能移転につきまして、もちろんランドデザインでは、東京の一極集中の是正という観点から大変重要な位置づけを与えておる課題でございますが、これにつきましては、ご承知のように、国会等移転審議会が平成11年に答申を出しました後は、国会でその審議が行われているという最中ではございましたので、政府の文章としては遠慮をさせていただいたという経緯だと理解をしております。

【中山委員】 しかし、監修は国土庁と書いてあるじゃないですか。国土庁が監修して、

答申を受けたなんてこと一言も触れてないなんていうのはおかしいんじゃないですか。ですから、資料としてつけたらいかがですかと。皆さんに後でもいいですから、審議会の答申を受けたその答申の中身というのを皆さんにわかっていただけるようにお配りするのが当然じゃないですか。

【国土計画局長】 委員の皆様のご要請に応じてそういった必要な資料をお配りするのはやぶさかではございませんが、きょうご説明しましたこの国土の未来像自体は、申しわけございませんが、もう完成してしまったものでございますので、これを今、修正するといったようなことは、申しわけございませんが、考えているわけではございません。

【中山委員】 だから、これ、修正するとか何とか言っているんじゃないしに、監修/国土庁と書いてある限りは、国会で今、議論をしていただいていますということで、その資料だということをつけて何もおかしいことはないじゃないですか。何のために国会議員の先生方がここに審議委員で一緒にいらっしゃるのか。私ども、それを黙って国会を無視するという、国会でそういうことをやっているんだということは無視するというのはおかしいんじゃないですかと。何のために我々、ここ審議会に入っているんですか。

【秋山会長】 はい。それでは、答申につきまして次回のこの審議会の場で配らせていただくのと同時に、きょうの議事録に中山委員の非常に強いご意見があったということをとどめさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そのほか、どなたかございませんか。それでは、根本委員。

【根本委員】 昨年まで土地政策審議会をおあずかりしていた立場で3点ほど申し上げたいと思うんですが、その前に短期的な問題としては、3月9日に与党が出しました緊急経済対策、これはもう不良債権の処理問題、これに関連して証券の問題と土地の問題が出てまいりまして、これは税制を中心にして一刻も早く対応していただきたいと思っておりますが、この審議会もそれに対して前向きの姿勢でバックアップしていただきたいというのが第1点でございます。

第2点は、中長期的な問題でございますけれども、12月にこの答申を出しました際に、扇さんに直接お会いいたしまして、陳情した点が3点ほどございます。まず第1点は、きょうの資料の中の資料6-3にも明記してございますけれども、審議会の仕事というのは、戦略をまずつくることだと思っただろうですね。それをベースにしていかに企画立案し、そして、それを現場で執行して、そして、それを検証するという、その4つが一体化しなせんと、大変なエネルギーを我々費やしなげながら、どんなビューティフルな答申をつくりましてもそ

れが実現しないと。そういうことを考えますと、検証といいますか、プラン・ドゥ・チェックのそのチェックのところ、これをどこでやるか。あるいはこの審議会がストラテジーをつくるわけでございますから、そこに官にも入っていただいて、何か検証する体制をつくるべきではないかということが第1点でございます。

第2点は、これはご案内のとおり、私ども、土地の利用につきまして所有よりも利用という大方針を打ち出しまして、それに従って日本の土地政策も進められつつあると思えますけれども、この所有よりも利用へということについての国民の意識がまだ十分に变革されていないんじゃないか。場合によっては憲法の問題になりますけれども、私権の制限というようなことにもなっていく必要があるのか。司馬さんが言われている『この国のかたち』の中で、土地というものに対する国民の意識をさらにもう少し啓蒙していく必要があるんじゃないかと思うわけでございます。その利用の過程におきまして、ここに出ておりますIT、その他の経済開発もさることながら、やはり国民のクオリティー・オブ・ライフをいかにして改善していくのかという視点が絶対に必要なわけございまして、それは当然のことながら住宅対策、これが非常に大きな問題になってくるのではないかと。この住宅対策、ここに下水道とか、まあ、いろんなのが出ておりましたけれども、これをいかにして欧米並みの水準にもっていくようにするかという視点が重要かと思えます。

第3番目は、ここでも触れておりますが、安全な国土ということにつきまして、特に私が心配しておりますのは巨大地震の到来でございます。これに対して手を打っていく必要がある。これは会長もご関係があるわけでございますが、電柱の地中化の問題、こういうようなことを早く手がけていただきたい。これはITの光通信の問題なんかとも関連してくるわけございまして、先進国の中で日本ぐらい電柱が林立している国はないんじゃないか。これはもう繰り返し繰り返し申し上げてきたわけでございますが、ぜひともその問題と、それから、不良債権の処理に関連いたしまして、虫食い状態になっている土地を集約して都市の中にオアシスを設けると。そのオアシスの、平時におきましては食糧を備蓄するとか、あるいは水を地下に備蓄するというようなオアシスにしておいて、そして、上のほうは子供たちが遊べるような緑の空間を設けるといような、そういうオアシス計画をぜひともお考えいただきたい。そんなように思っております。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございます。今、根本委員のおっしゃいました土地政策審議会で審議していただきましたその趣旨は、十分この国土審議会のほうでも受け継がせていただきます。今、おっしゃったようなチェックのシステムをつくるというこ

とは皆さんのこの議論の中でまたやらせていただきたいと思ひますし、所有よりも利用ということについての土地政策、これもまたこの審議会で十分議論していただきながら、国民的な理解を得ていきたいと思ひています。住宅政策については当然ここでやると。電柱の地中化につきましては、国土交通省のほうとよく協議しながら、まちづくりと一体となってやっていく必要がありますので、我々のほうも地中化に反対というわけではございませんが、ただ、地震に強いかどうかというのはちょっと別な議論になってくるかと思ひますけれども、できるだけきれいな町をつくるという意味で、まちづくりと一体となりながら、今、地中化を計画的にやっておりますので、また機会がございましたら、別途説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。あと、須田委員ですね。

【須田委員】 須田でございます。ちょっと気のついたことで、ここでお答えいただく必要はございませんので、今後の議論の材料にさせていただければと思ひんですが、この別紙の2でございますね。資料6 - 1の別紙 - 2のところに、「新たな国土計画制度」に係る云々というところに、国と地方の役割分担というのがあります。これがこれから国土計画のようなもの考える場合に非常に私、大きなポイントになるところだと思ひんですが、ここに出てまいりますのは、ここに3番目でございますように、国と地方公共団体の調整の仕組みの後、複数の都道府県域を対象とする広域計画というのがございますね。これがやはりこれから非常に大きな問題だと思ひますね。と申しますのは、これからは地方の計画というのが中心になって、それに国とフィードバックしながら、相互交流しながら計画ができていくこととなりますから、全部国でやるんでなしに、地方が相当程度のものについておつくりになるというのが、やっぱり地方分権の建前で当然出てくると思ひますが、その場合、当然今の状態でいけば、都道府県なり、市町村なりという現在の自治体というのが単位になると思ひます。これは当然だと思ひます。

ただ、それがあまりにも細分化をされておりますことと、今、非常に国民の行動範囲が広がって、例えば車で1時間もたてば県が2つぐらいもう先へ行ってしまえとか、そういうふうなことがございまして、非常に細分化する計画に問題が出てきているということと、いろんな問題を広域的にとらえなきゃいけないので、どうしてもここに書いてあるような広域計画というのが必要になってくるんですね。これまではそれが比較的うまくできていたと思ひます。それはなぜできていたかというところが国がやっていたからなんですね。例えばランドデザインの中にも地域計画がございしますが、中部とか、中国とか、全部ございしますが、これはやはり国が主導しておつくりになっていたからできたし、国の中心の

中でブロック計画というのは割合よくできた。これから地方中心でやっていくということになって、地方主導型にしてきた場合に、都道府県のレベルできたものをブロックでどういうふうに調整していくのかというところに、非常に僕は問題があるような気がするんです。

と申しますのは、ブロックには議会がありません。したがって、国民の民意を反映する機関というのはブロックにはないわけですね。それから、当然行為能力もありませんし、県費能力もありません。税源能力に対しては皆無だと思っただけですね。そういうところが果たしてやれるのかどうか。逆に都道府県が今度やった場合に、都道府県の事務能力にものすごい差があると、はっきり申し上げて。これは大きさにはかかわりません。県によってものすごく差があるんです。したがって、そういうものを調整する広域的なブロックに今のように議会もなければ、財源もなければ、行為能力もない。そして、国は今度は少し後ろにいて、全体を調整するような、一歩引いた立場でこれからこういうものをつくっていくように多分なると思っただけですが、地方主導型になると思っただけですが、その場合、一体ブロックというものをどういうふうにとらえていったらいいのか。あるいは行政協議会みたいなものをオーソライズして、そこでやるとか、国の地方支分部局みたいなものを活用しながらやっていくとかということが考えられると思っただけですね。

特に私のおります地域でもう一つ問題がありますのは、ブロックというものがみんな違うということなんです。国の地方支分部局で、例えば国土交通省の支分部局が全部所管区域が違うんですね、中部は。しかも、県単位でもないんです。県の途中で2つに分かれているようなのがあって、それだと、地方支分部局にお願いすることもできない。したがって、これからブロックで計画を考える場合に、それを一体どういうふうにオーソライズしていくのか。どういうところが主導してやっていくのか。それに対して地方の人々の民意をどう反映させるのか。県経由では中途半端だと思っただけですね。国の主導がなくなった場合に、地方のブロックをどう考えるのかということ、これからの地方計画を考えるこの役割分担の中で一回議論していただく必要があると思っただけし、また、国でもいろんな考え方をお示しいただく必要があるんじゃないか。ちょっとそれを感想として申し上げておきます。

それから、もう一つは、さっき中山先生のおっしゃったことに関連するんですが、私どもの地方は、首都機能移転の候補地を持っている地方ですので、やはり同じような意見がございました。一昨年の答申が出た後、非常に、その計画というものが国土庁の一部の部

局を除いて関心がないんですね。同じ国土庁の中でも他の局は非常にそれに対してご関心がない。連携したいろんな施策をお伺いしても、あれは別な問題だということで一切取り合っていただけなかった。何か非常に冷やかなんですね、はっきり申し上げますと。国の施策で何でこんなになるんだろうかという議論は確かに当時ございました。

したがって、きょう、これからお願いしたいのは、先ほど中山先生のお話はあれで整理をしていただきましたけれども、そういった国のいろんな施策の整合性ですね。例えば新幹線と航空機とか、そういうふうなものに対してはなかなか調整がうまく行われなし、道路と新幹線というのもまた別個の計画なんですね。せっかく国土交通省がこうやって大きくなって、こういう委員会ができたわけにありますから、そういう国策間の調整というんでしょうか、国の施策間の調整というものをぜひやっていただきたいし、それから、会長にお願いしたいのは、この国土交通省に3つぐらいの大きな審議会ができたそうでございますから、その会長同士が時々話し合いになって意思の疎通を図られるとか、あるいはこういう審議内容が他の審議会の方々とも意思の疎通が図られて、施策の整合性が図られるようなことを何か特にお考えいただくことがこれから望ましいんじゃないかと、このように思います。

今の首都移転の問題は1月6日以前の問題でございますから、今はそのようなことはないと確信をいたします。お答えは別に結構でございますので、問題提起だけ申し上げます。ありがとうございました。

【秋山会長】 どうもありがとうございました。はい、どうぞ、谷川委員、お願いします。

【谷川委員】 谷川和穂でございますが、手続の問題についてお尋ねをしたいと思います。

運営規則によって分科会はこの7条以下に書かれておりますが、どういう形で分科会をつくっていくかということについては何もございませんでしたけれども、今、何人かの方々が発言されましたことは、いずれかの分科会に分けない限り、審議会で全部審議するわけにはいかないんだろうと思うんですが、その際会長の腹案として、こういう形の分科会をつくらうと思っているんだとか、何かそういう案が既にもう用意されておるんでしょうか。それとも分科会についてこういう分科会をつくるべきだということをお審議会で一遍議論をするべきだというふうにお考えになっておられるんでしょうか。その点について伺います。

【国土計画局長】 分科会につきましては、この審議会の下に既に、先ほどいろんな法律をご紹介いたしました。それぞれの法律に相当するような分科会が設けられるということが既に政令で決まっております。ただ、これを実際にどう運用していくかということにつきましては、これは後でご説明いたしますが、半島振興の分科会を開くというのが当面必要だということによって決まっておりますが、それ以外の分科会につきましては、必要に応じてまた順次開いていくということになるかと思っております。

【秋山委員】 何かこういう分科会を置くべきだというご意見、先生、お持ちでございますか。

【谷川委員】 いや、格別には持っているわけではございません。私自身が関心を持っていることがございますが、どういう分科会ができたらどういう形になるのかなというような意味でお尋ねをいたしました。

それから、今、国土計画局長の答弁は、法で決まっていることには必ず分科会をつくるんだというような感じで理解をいたしましたけれども、それ以外の分科会、今、ここで話題になったような21世紀、これからという問題になると、それ以外の分科会が活躍しないと結論が出てこないという感じがあったものですから、質問させていただきました。

【秋山会長】 それは置くことはできるわけなんですね。

【国土計画局長】 今申し上げましたのは分科会でございます。それ以外に、例えばきょうご説明したような事項をもうちょっと専門的に議論するために部会のようなものをつくるとか、専門委員会みたいなものをつくるとか、そういったことは委員の皆様方のご提案で幾らでも可能だということでございます。

【秋山会長】 矢田委員。

【矢田委員】 私、国土審議会の委員になったのは3年前ぐらいですが、その前ほぼ10年ほど部会や専門委員会でいろいろと専門事項についての議論に参加させていただきました。国土政策というのは非常に多様な分野を含み、必ずしも特定の専門の集中というわけではございません。私自身も多数の専門的な知識を持った人と議論させていただきました。

きょう、調査審議の課題の中で幾つか、大きく2つございましたけれども、「21世紀の国土のグランドデザイン」で、20世紀の国土計画のあり方を根本的に見直していくということで、今回の審議会まで継続された課題であります「新たな国土計画制度」の検討ということ、これにつきましても、国土全体の計画の21世紀のあり方を規定いたします

ので、多分野の専門家を含めた部会を設置する形で進んでいただければと思っております。お手元にあります「国土審議会政策部会・土地政策審議会計画部会審議総括報告」でも、非常に多様な分野をカバーしておりますので、専門家を含めた部会の設置で詰めていただければと思っております。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございます。谷川委員のおっしゃるような問題は部会のほうで、この委員会で部会を置くということを決議いただきましたらば、そういった形で専門的に検討するための部会というのをいろいろ置かせていただきたいと思いますけれども、今、矢田委員からのご提案の部会設置については、皆様、ご異議ないでしょうか。そういうものを置くということで、どういう部会を置くかというのは、また皆さん方にお諮りしながらやらせていただきたいと思います。それでは、部会を置くという方向で、専門的な問題につきましては検討するというようにさせていただきます。

そのほか何かございましたら。はい、どうぞ。

【小山委員】 私もこの審議会、初めて出させていただいたわけですが、今、国土とは何ぞやということを一生懸命ここで考えておりました。国土というのはやっぱり土だし、というようなこともあるんですが、しかし、そこに降る雨だとか、あるいは太陽光、あるいは風力というような問題も含めて考えていいんじゃないかなあと。列島改造的な国土というのはもう脱却しないと、21世紀はちょっと違うんじゃないかなというふうに考えておまして、私は、この自然環境の保全と循環型社会とか、環境共生型の国土の形成というようなことを今後の課題として挙げているということでございますが、そういう中でその土地に降る雨というものを資源としてとらえて考えるとか、あるいは風力の問題、あるいは太陽光の問題、こういう問題を国土形成の中の大きな柱としていっていいんじゃないかと。そんな、今、思っているわけですし、この審議会の範疇に属するの属しないのか、ちょっと疑問な点もあると思いますが、そういう観点も必要ではないかなというように思っていますので、また、いろいろな面でご検討いただけたらと思っております。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。

この国土の未来像の中にも水の循環の問題については触れておりますけど、太陽光、風力までどうするか、これはエネルギー政策の問題ですか。まあ、いろいろ検討させていただきまして、別にどういう問題をやったらいかんということはないと思っておりますので、すべての問題についていろいろご審議いただければいいと思います。それで、よその審議会に

ボールを投げなければいけないような問題が出てくれば、それはそちらの審議会にボールを投げさせていただきますので、ご議論はどうぞ活発にやっていただきたいと思います。

そのほか、どうぞ。

【小澤委員】 昨年この資料にありますものを参加させていただいたんですが、きょうは中央環境審議会の一メンバーとしてかかわったことで、この新たな課題の中の、今、小山先生がおっしゃった5番目に該当することですけれども、新しく昨年12月に新環境基本計画がつけられているわけですけれども、先ほどどなたかのご意見の中に、この国土交通省の中の審議会の調整というんでしょうか、そういうご意見がありましたけれども、他の省庁との審議会との整合性というんでしょうか、そういう意味でこの5番のところに環境のことが書かれているわけですが、環境負荷や生態系維持などの観点から分析ということなんですが、環境基本計画をまとめるに当たりまして相当分析をやり、そして、戦略的なプログラムを11立てられておりますけれども、その中に水循環の問題、それから、生態系の問題等などが議論されて書き込まれていると思いますので、そういうところの、分科会をつくと同時に、そういったものの整合性をぜひ図っていただけたらありがたいなという、ですから、既存の枠組みを超えるところが出てくるかと思います。そういう意味で、先ほどブロックのあり方、広域計画のあり方が出ておりましたけれども、いわゆる行政単位ではない、対象によって広域計画が非常に変わってくるのではないかと、より複雑、輻輳化してくると思いますけれども、そういう意味での制度のあり方も、今、答えがあるわけではないんですけれども、ぜひ検討していただけたらと思っております。

【秋山会長】 省庁間の審議会の調整というのは何かあるのですか。今の省庁間、この国土交通省の中の3つの審議会については会長会議を置くとか、共同の部会を開催するとか、いろいろ調整をしようということを検討しているんですけど、省庁をまたがる問題については次官のほうへお願いしておきまして、いろいろ調整していただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほかご意見ございませんでしょうか。どうぞ、じゃ、先生のほう……。

【風間委員】 地方の重要性というのがなおさら取り上げられております以上は、この審議会が東京だけでなく、どういう形でやるか別にして、かなりブロックごとでも、あるいは府県ごとでも、地方のご意見をどう伺っていくかということが、21世紀の国土計画のビジョンを実際に動かしていくときにもものすごい大事なことになるんじゃないかと思うんで、ここは当然この審議会の中での議論として出てこなきゃならないと思うんで、そ

こはどうお考え、やるべきだと思うんですけれども。

【秋山会長】 旧国土審議会のときも地方でいろいろ公聴会というようなのをやりました。

【国土計画局長】 昨年11月の審議報告の前にも地方で各地で意見をお伺いするような会を開いたりしておりますので、審議の進捗状況によりまして、そういった場を設けることは可能であろうと思います。

【風間委員】 はい。済みません。いや、私が言いたいのはそれはやっているんだけど、結局中央が都合のいいところだけ地方を取り上げているというきらいがあるから、もっと、要するに、分散して、それでより過疎が目立つようなところも含めて検討していかないと、ほんとうの意味での国土の保全も、また、都市と農村の共生もできないと思うんですね。そこをどう切り込んでいけるかということだと思うんですけど、よろしく願いしたいと思います。

【秋山会長】 ありがとうございます。地方の意見を聞いて、地方の予算に反映するという問題と、先ほど須田委員がおっしゃいましたように、今度地方整備局のほうへかなり予算配分権を渡されるので、今度地方のほうでそれを受けて広域的、ブロック的にどう予算配分していくかというのは非常に難しい問題だと思います。関西でも、一応地方整備局に予算が来るのですが、それを広域連携でどうしてやっていくかということ今度各知事さん全部集まっていたきまして、関西には広域連携協議会というのがありますので、その中で議論しようかということにしておりますけど、おっしゃるように、地方の声を聞いて、それを国の政策にどう反映するかという問題と、地方は地方で自分たちで考えると、この両方が出てくるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

藤田委員。

【藤田委員】 今後の調査審議の課題に2つあるというお話で、 と 、 のほうは内容で、 のほうは枠だというふうにおっしゃいました。 については、別紙 - 1でもう少し細かく書き、 のほうについては別紙 - 2で細かく書いてあるということだと思っておりますが、この別紙 - 2のほうを見ますと、これもかなり内容的なことでありまして、国土計画体系の整備という場合に、制度のあり方ということを考える場合に、計画体系そのものをどうするかという話があったはずなのでございます。これは資料6 - 3にもありますように、昨年国土審・土地政策審の合同部会でいろいろ検討しました。例えば一つの基本計画による「国土管理」の基本方針の明確化、全総計画と国土利用計画全国計画を統合する

といったような、こういう話まで出ておったわけでございますね。これは一つの象徴的な話ですけれども、これに加えて、現在の我が国の国土計画体系、土地利用計画体系は極めて複雑で多岐にわたって、これをどう整理するかという問題がありまして、これこそがほんとうの枠の話ではないかという気がするわけです。例えば土地利用基本計画というものを一体全体的な国土計画体系の中へ位置づけるかといったような問題がございます、この問題を昨年まで検討しかかっていたところだったと思うんですね。

ところが、この別紙 - 2 を見ますと、少なくともここに書いてある限りではそういう話は全く出てこないで、計画の内容としてどういうものを考える、決めるかといったような話にどうも終始しているような感じがいたしまして、先ほど言いました、ほんとうの意味での枠という意味での計画体系の整備という話はどうなっちゃったんだろうか。それとも、この別紙 - 2 というのは当面の検討課題とありますから、当面はそういうことはやらないで、その話はもうちょっと先送りということなのか、ちょっとその辺を不審に思いますので、お尋ねしたい。

【秋山会長】 旧国土審でいろいろ皆様方に議論していただいたので、局長、お願いいたします。

【国土計画局長】 ご指摘のありました昨年の11月に出た審議総括報告のポイントが資料6 - 3 というのに、お配りをしておりますが、その中に既に議論されたポイントとして2の一つの基本計画による「国土管理」の基本方針の明確化という中に、全総計画と土地利用計画全国計画を統合していくという方向が示されております。これに象徴されるように、この審議総括報告で出されましたポイントは、基本的には我々はそのまま受け継ぐというつもりでございます。きょう、お示した別紙 - 2 で出しました今後の検討課題というのは、基本的にはこの審議総括報告をさらに具体化させていくために何が必要かという観点で一応整理したものでございまして、これで必ずしも不十分という点はいろいろあるかと思いますが、基本的な思想はそういう思想で考えております。

【藤田委員】 この全総計画と土地利用計画全国計画との統合というのは、計画体系の整理の中でもごく一部の、基本的ではありますけれども、ほんのまだ一部の問題でしかないわけですね。計画体系の整理ということではもっといろんな側面にいろんな問題があるんですけれども、その辺の整理というのは、これはきょうの別紙 - 2 の1とか、2とか、3とかいうことを検討する中でやっていくということなんではないでしょうか。そういうことでうまく効率的に検討を進められるのかどうか、多少心配がありますけれども。

【国土計画局長】 一応そういうつもりで考えておりますので、ご指摘を踏まえて、またさらに検討を具体化させたいと思います。

【秋山会長】 いろいろまた審議の中で、過去にいろいろ議論してきたことをもう一遍やっていただいても結構だと思います。はい、どうぞ。

【潮谷委員】 経済社会システムの変容と国土・地域というところに関連してですが、少子・高齢化の中で国全体の発展を考えてまいりましたときに、大都市圏に投資と繁栄を集中させるというような傾向、先ほども向こうのほうで発言がございましたけれども、やはり全国のそれぞれの地域が持てる資源を最大限に生かして元気であり続けるということってものすごく大事だと思うんです。そういった意味からいたしますと、4番目に関連いたしまして、投資制約と社会資本の整備・管理というところの中で、国土の均衡ある発展という観点からは、まだ地方というのは非常に実現されていないという実感がございます。効率的・重点的という言葉の中に、もし地方への公共投資の切り捨て、あるいは大都市圏への公共投資にシフトするということがこの中で見え隠れするようなことであれば、私は健全な国土の実現は望めないというふうに考えております。とりわけ、きのう、その前ぐらいの新聞の論調の中に、やや地方に対しての公共事業的なあり方、新幹線の問題を含めて気がかりなところがございますけれども、やはりそうした点を地方もきちっと踏まえたという形で考えていくべきで、その文言の中の分野別・地域別の主要な社会資本ストックという、ここら辺が気がかりなところでございますが、いかがでございますでしょうか。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございます。何かございますか。

【国土計画局長】 これはまだこれから検討していくということでございますので、今ご懸念があったような前提を特に置いているということではございません。

それから、国土の均衡ある発展というのは、もうこの全国総合開発計画ができたときからの基本的な理念として受け継がれております。ただ、均衡ある発展としてどんなものを目指していくかという中身については、やはり時代によってだんだん差が出てきておりまして、必ずしもどこの地域でも同じような産業で同じような生活でということではなくて、地域の特性に応じた発展の機会を最大限に生かしていくというのが均衡ある発展の中身だということにだんだん意識が変わってきていると思いますけれども、国土全体が不均衡のないようにしていくという、基本的な思想自体は継承されているということだと思います。

【秋山会長】 はい、どうぞ、中村委員。

【中村（英）委員】 私の意見は目新しいことではございません。今までこの審議会で中山委員、根本委員、須田委員、そして、藤田委員、それぞれの方がおっしゃったこととほぼ同じであります。この国土審議会の前身の審議会をはじめ、いろんな場で私は先程述べられた問題について関与してまいりましたし、またそうした発言をしてきたわけでございます。そんなわけで、きょう出ました4人の方々のご意見に私はほとんど全く同感でございます。そういった立場でこの審議会でもまた発言を続けていきたいと思っております。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

【榛村委員】 私は、23年間、地方小都市の市長をやっておりますが、そこで何が起こってきたかということをおよそ5点申し上げます。1つは、減反をずっと23年続けまして、うちの町の田んぼは半分減反中であり、農地の荒廃はきわまわりという感じがします。わずかに残っていた畑も最近中国野菜にやられてしまって、希望が持てないし、お茶も中国茶がやって来た。そういうときに国土をどうやって守るかとか、ふるさとの美しさをいかに維持するかというのは非常に先行きが心配です。

2つ目は、森林の問題ですが、除間伐がおくれて、人工林1,000万ヘクタールが放置されつつあり、日本林業崩壊の危機です。もう一つ、薪炭林に使っていた旧里山、これがただ単に大きくなってきているだけで、これを有効活用するビジョンが何もなくて、森林の荒廃が著しく進んでいます。

3つ目は、市街地の空洞化です。これはもうどなたもおっしゃっていて手も足も出ないことです。

それから、4つ目が都市近郊のスプロール化で、これは、都市計画区域と農振地域の中間の白地地域における無秩序なスプロール化です。

5つ目は、列島改造の第1次バブルのときと第2次のバブルのときの2つ合わせて農地転用をやったまま放置されている荒廃地や仮登記のままの土地です。これは銀行で言えば不良債権ですが、そういう5つのことが一連の現象としてこの二十何年に進みました。

これらを各省庁はそれぞれ意識しているのですが、この5つの問題というのは同根だと思えますから、5つをワンセットで問題解決の方向性を示すのがこの審議会の、僭越な言い方で恐縮ですが、セット問題意識という一大事になってきているのではないかと申し上げたいと思うのです。それで、私は、その5つのことについてそれぞれ処方せんは持っていますが、一田舎の市長ですから力がないので、ぜひ先生方にその処方せんの政策化、具体化をまたお願いしたいと思います。一つだけ例を挙げますと、都会で農業をやり

たい人がいっぱい出てきて、地方に農業をやりに行けないことです。それは農地法の問題とか、農振法の問題、いろいろありますが、新規参入を認め支援策を講ずる道を開かないと日本の農山村は活力が生まれません。

それから、各市町村が土地条例を持って優良農地を守ることです。その場合にどなたも、きょうのご説明の資料にも、環境共生型とか、循環型ということが出ていますが、下水政策一つ挙げても、合併浄化槽と農業集落排水と公共下水とコミプラとかとあるわけです。そういう縦割り技術を循環型と一口に甘く包んでいますが、ほんとうはその循環型社会をつくる技術を、省庁と学問が縦割りできましたことを克服して、制度論、補助体系、予算配分、技術論等きちんとワンセットで議論してほしいと思います。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。そのほかご意見ございますか。はい、中山先生。

【中山委員】 もう一つお願いしてよろしいですか。用語の問題なんですけど、やっこの「首都」という言葉を見つけたんです、38ページなんですけど。首都が東京だという法律はないんですね。ですから、阪神圏と書いてあったら、京浜地区と書いてもらう。「首都」という言葉はここだけ出てくるんですけど、首都は東京だという法律はありませんし、日曜日は休みだという法律がないのと一緒で、みんながそう思っているから今まで慣習的に用語を使ってきたんでしょうが、私は大阪ですが、大阪は大変もう疲弊してしまっていて、10年間の間に9,000社が皆東京へ抜けていきました。それは会長も関西電力にいらっしゃるから関西のことをご存じでございますが、ですから、私は関西という言葉も、関西電力が能登半島までいっていますし、関西汽船は別府まで行っていますし、JR関西線は名古屋から来ますし、関西というのは鈴鹿の関所の西という意味ですから、これは非常に用語としてあいまいです。それから、関東はこれ、箱根の関所から東ということで、用語の整理を私はこれから地域、先ほど地方にもっと目を向けろという話がありましたが、私は、均衡ある日本の発展を考えるとときには、特に、いわゆる専門工事業者なんか、東京へ皆70棟ぐらいのビルの計画がありますから全部東京一極集中、地方で建設専門工事業者を呼んでこようとすると大変日当が高くなる。経済の落ち込みというのはもうひどい東京一極、ほんとうに東京タワーという感じになっていますから、その意味で用語の整理をしていただきたい。「首都圏」なんていう言葉は私はご遠慮願いたいな。京浜地区とか、それから、東京周辺とか、そういう言葉に変えていただきたい。用語の整理をしてください、お願いします。

【秋山会長】 ありがとうございます。先ほど岩國委員、手を挙げられました？ よろしゅうございますか。それでは、こちらでいいですか。はい、根本委員。

【根本委員】 地価の問題なんでございますけれども、この地価問題というのが、失われた10年間に株と価値とで我々日本人は1,000兆円を失ったと。そのツケが回り回って今、不良債権の処理問題にきていると思うんですね。それで、土地が、土地も株も、株の場合は非常に問題にされて、株価対策とか何とか言われているんですが、土地は安ければ安いほどいいものではないというふうに私は個人的に思っております。それで、特に昨今グローバル化になりまして、安い商品が入ってくるということは、安いアジアの土地を輸入しているようなものなんですね。その結果、日本の土地が競争力を失って、そこに不良債権が生ずるといような変な形になってきているわけですね。ですから、この土地の価格というものについて市場任せでいいのか、あるいは別の考え方が果たしてできるのか、その辺の地価の問題についての論議をこの審議会でやってみる必要があるんじゃないかなと、こういうふうに思ひまして、非常にデリケートなところでございますけれども、とりあえず意見を申し上げました。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。じゃ、岩國委員、お願いいたします。

【岩國委員】 先ほど根本委員のお話も伺いましたけれども、私もニューヨーク、ロンドン、パリに20年住んでおりまして、日本のように大震災の可能性が非常に高いところでは、まちづくりを早急に改めなきゃいかんということを痛感してまいりました。電信柱の例をおっしゃいましたけれども、確かにあの電信柱というのは、震災のときに非常に大きな障害になりますし、また、そういった大震災対策ということだけではなくて、さらにIT化を取り込むまちづくりということに対応するためには一層必要になってきているんじゃないかと思うんです。ですから、バリアフリーのまちづくりということが随分言われてきましたけれども、私は柱フリーの、電信柱のない「バシラ・フリー」のまちづくりこそバリアフリーの第一歩じゃないかと思うんです。ですから、その点においては大賛成です。

それから、先ほど潮谷知事さんがおっしゃいました、大都市か、地方か。私も島根県のような一番典型的な地方におりましたし、きょう、島根大学の先生もおいでになっておりますけれども、そういった地方から見た場合の東京、今、東京の議員の一人として地方を見る場合と、立場が違うからどうということではなくて、私はこれからの10年間、15年

間は、日本の今の財政状態を考えると、大都市も地方も両方同じように投資していくのは無理なんじゃないかと思うんですね。地方に冷たいのかもしれませんが、私は地方にもインパクトのある、そういう相乗効果の高い経済効果を今どこに期待できるか。大阪、名古屋、東京、そういった、いわゆる大都市圏というところにもう一度経済活動のエンジン、機関車の役割をさせて、そして、日本を底上げしてからまた地方にも十分なといいますか、そういう投資をやるようにしないと、あれもだめ、これもだめ、そのうち日本がだめになってしまう。そういうふうな状態では結局元気が出ないんじゃないかと思うんです。

一つの例を申し上げますと、石川県の魚や野菜が東京の市場へ向かってすっ飛んでくる。3時間かかる。3時間かかってきても、八王子か、あの辺でどんどん首都高に入ってから1時間、2時間渋滞で、鮮度は落ちるわ、落ちれば魚の値段は安いわ、帰るときもまた時間がかかるわ。3時間で築地へ行って、3時間で石川県まで帰れば6時間で済むところを結局10時間以上かかって、それだけ車の中にいる時間が多いんですね。ですから、都市の交通を整備するという事は、都市に住んでいる人のためだけではなくて、都市に物を売りにくる、都市からまた物を運び出す、そういうことを考えたら、私は地方の人にとってもプラス効果がある。それが今できるのは、例えば、失礼ですけど、青森県にそれだけのお金を投下しても、東京に、大阪にそれだけの経済的にプラス効果があるかという、それは難しいだろうと思うんです。ですから、こういった財政危機のときには、できることはもう短期集中的に投資して、それを地方にもインパクトを広げるような、拡散効果の期待できるもの、そして、その整合性のあるものに私は集中投資すべきじゃないかと思えます。

3番目、最後ですけども、中山正暉委員の定義されました首都移転の問題、私も10年以上前はそういうことをやるべきだと思ったことがありました。そして、中山正暉委員はいつもながら正論をおっしゃるのでいつも感心しておりますけれども、ただ、私はこの点だけは意見を異にしておりまして、申しわけありません。きょうも午前中、参議院の委員会が開かれておりまして、扇大臣が質問を受けておられました。質問していたのは民主党の国会議員です、岐阜選出の。首都移転をやるべきだと、長期的ビジョンとして。扇大臣は反対の立場で答弁しておられました。私は扇大臣のほうが正しいと思えました。私はめったにこういうことはしませんけれども、扇大臣の秘書の方に、私は扇大臣の考えのほうが正しいと思います、民主党の国会議員のほうが間違っていると思いますとお伝えしておきました。参考までに私は民主党に今、属しています。(笑)。そういう、野党が首都移

転を主張して委員会で質問しているときに、与党を代表する大臣が反対だと国会の中でおっしゃっている。これは明らかに首都機能移転推進の立場をとる与党として、閣内意見の不統一です。私は国会の問題をこういうところへ持ち出そうとは思いませんけれども、この首都移転の問題というのは、この国土審議会の審議をこれから始めていくときに、人間の体で言ったらへその場所をどこにするかという大事な問題ですから、これは一番最初の議論で、ここで私は決着をつけるべきだと思うんです。やるべきか、やらざるべきか、それさえも決まらないようで、日本の国土のグランドデザインが笑う、私はそう思います。この点だけは、秋山会長は個人的にどういうふうに思っているか、この首都移転の問題は、延々と5年も10年もこれから議論を楽しんでいけばいい話なのか、それさえも決めないでこのグランドデザインを国土審議会、我々はここで時間をかけて集まるべきなのか。その点だけ、ご意見をお持ちでしたらおっしゃっていただきたいのです。

【秋山会長】 中山委員。

【中山委員】 ですから、私は資料をつけてくださいと。3カ所の候補地があるんですから、それがかけらも出てないようなことで、ただ、首都圏という名前だけがこの中に書いてあるのはおかしいんじゃないですか。私も先生のおっしゃることもよくわかります。まあ、しかし、扇先生も党首ですから、東京の票が欲しいんでしょうか。(笑)ですから、それは私も大目に見ても、この間もよっぽど分科会で私、やじろうかと思ったことがあるんです。私が受けたんじゃない、国土庁長官が受けた答申ですから。これは扇大臣は私がその事務引き継ぎしたんですからね。首都機能移転についてと書いてあるものを事務引き継ぎしたんです。私は、けども、女性でございますし、敬意を表して、立派な党首でいらっしゃるし、だから、私は現場では何にもけちつけていません。

けども、私は、これはこれからの大借金を返すためには何かしなきゃいけないんじゃないか。それじゃ、東京というのは一遍工事したら5年間はストップをかけられるところで、IT電子政府なんてできるのか。それじゃ、山林原野みたいなところにIT政府を大深度法で立ち上げて、そして、電信柱のない、さっきおっしゃったようなものをどこか山林原野につくらない限りはIT戦略なんていうのは幻です。ですから、私はそのことで申し上げて、私は慎太郎さんにも言っているんですよ。東京は国際都市になりなさいと。ボンからベルリンに首都は移ったけど、EUの首都はベルギーのブラッセルですよ。だから、東京も、石原知事に建設大臣室で話したように、江戸城を復元したりして、ひとつ立派な東京国際都市になっていただきたい、こんな話をしました。先生とは基本的考えは一緒に

すから。東京・大阪対立、東西対抗にならないようにひとつよろしく願います。

【秋山会長】 ご質問の国土審議会にとりまして大変重要な問題であるという認識は持っておりますけれども、既にボールが国会のほうへ投げられていますので、できれば、早く結論を出していただきたいと思います。

どうぞ、藤原委員。

【藤原委員】 資料6 - 1の2ページに書かれております検討課題を先日も拝見いたしまして、本日も拝見したのでございますけれども、私、国土計画という名のもとに課題を設定するには、今、21世紀の日本の立場を考えますと、いささか内向きの課題に終始しているのではないかなという気がいたします。例えばグローバル化と書いてありましても、グローバル化の大きな影響というのは日本の国土の中で起こるわけですし、例えば安全な国土の形成ということに関しても、災害が、大切ではないという意味ではありませんけれども、即安全というと自然災害、あるいは人為的な災害というようなものにしか考えが及ばないというのもちょっと、1番でグローバル化と言っていて、そして、安全と言ったときにごくごく身近な、大変大きな問題であるけれども、それに終始しているという気がしまして、例えばグローバル化から派生してくる安全を脅かすような諸問題というのを当然この中に含まれてこなくてはいけないと思いますし、それから、先ほど来、国と地方の役割分担のお話が随分出たんですけれども、私、国と地方といったときに、地方の役割分担はどういうふうに進めていくべきかって、これは相当地方の方々にもご努力いただきたいなと思っているんですけれども、例えばこういうことを考えてみていただけますか。

今、欧州では家畜を媒介とする疫病がものすごいスピードで広まっているんですね。これは当然経済のグローバル化というか、EUの域内の自由に往来するさまざまな品物を、あるいは人間を介して大変なスピードでエピデミックが広がっているわけですが、もしそのようなことが日本の国土内でも起こったときに、例えば国と地方の役割分担といったときに、最短距離でそういう災害を防ぐことができるための仕組みというのがほんとうに国と地方の役割分担の中で十分に論じられているかどうか。いわば、縄張り争い的な国と地方の議論であれば、それは国民の生活を安定させるのにはいささかも役に立たないと思いますので、国と地方の役割分担といったときに、域内がそもそもどうもうまく線引きされていないんじゃないかというお話も先ほど出てまいりましたけれども、そのようなことがないような、地方と国という言葉は大変便利なので便利に使ってしまうのと、それから、役割分担というのをあたかも分担すればそれで仕事が終わったような論調の場合も

ございますので、そのあたりも私は大変心配しているところでございます。

そして、グローバル化、IT革命ということを念頭に置けば、当然バーチャルな経済活動が我々の日常茶飯事の生活に与える影響というのも大変多大なものがあるという認識がなくてはならないわけで、当然経済がグローバル化する、あるいはIT革命によって日本の産業が復活する、あるいは発展するということは大きな希望を持って、私もそうありたいと思っておりますけれども、常に光と影があって、そして、やはり影の部分をきちっと守っていくというのが国土政策の大きな役割ではないかなと思いますので、ちょっとこのあたりがいささか認識が甘いというか、浅いというような印象を受けました。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。今のようなご意見を踏まえながら、今後議論を進めていきたいと思っております。それでは、どうぞ。

【丹保委員】 北海道から来ております。地方の最たるのところで200年前はなかったらでございますので、その後いろんなことが起こっておりますが、今、お話があったいろいろな話の中で、東京、もしくは関西が入るかもしれませんが、東京とそれ以外の地域というのはかなり状況が違っているんだろうと思います。例えばサステナブル、共生であるとか、循環であるとかということを書いているわけですが、東京はもうそういうことができない都市になっているのは、これは明らかでございます。ということは、徳川の300年でこの国は北海道を除く3つの島で3,000万弱の人口で静止いたしました。そして、ついに徳川体制が崩壊したわけです。ですから、サステナブルな自然循環ではそれだけの人口しか維持できないということは、ここ300年の歴史で我々は知っているわけです。それを超えたものはどうやるんだろうかという議論をしなければいけない。

例えば東京はシンガポールであるとか、香港であるとか、生物生産を全くやってないで、人間は生んでいますけれども、要するに、食いは全部外から入っていると。したがって、有機物の一番大きな循環は東京では行われないうわけです。あり得ないわけなんです。それを除外いたしまして、循環とか、共生とかというもっともらしい言葉を使うということは、これは実は問題を全部地方に分散させることにもなります。地方がまたそれを受けたらつぶれてしまうわけです。ですから、基本的な問題を考えるときに、東京というのは異常に増殖している都市であると。ほかにもありますけれども、そう考えたときに、じゃ、どうするんだと。ですから、ITにしましても、シンガポールのITと日本全体のITは違うんですが、東京と東京でない地域というのはかなり違って考えないといけないだろう。

そして、かつ徳川時代には幕藩体制で地方に文化がございました。今は東京に文化が集

中しております。地方はどんどん衰微しております。そういう問題を、教育の問題も含めて、いろいろ考えなきゃいけない状況があるんだと私は思っておりますけれども、この島には精いっぱい4,000万人か、4,500万人しかサステナブルには生きられないんだということを前提にして国土計画をどうやるんだと。今世紀の終わり7,000万人という数字が一つありますが、それでもまだ3,000万人過剰ですから、それは世界と一緒に働きながら我々は食べさせてもらうわけです。先ほどどなたかのお話にありましたように、東南アジアから安い物が入ってくるということは、実は東京はそこから入れてくるわけです。東京の食糧自給というのは1%でございます。自給率1%しか持ってない地域がアクティビティーを上げるためにどうしたらいいか。人間は動物園の中に入って最大限に自生して、最も効率よく人工的な環境で暮らして、外側にはみ出ないことというのは多分必要なことでございます。山手線の内側に全部入れれば東京はすばらしい町になるだろうと、田舎から来ると思うわけでございますが、これを地方にやるわけにはまいりません。金のかけ方が全く違うと思うんです。そういうことをやはり審議会というのはご議論いただくと大変によろしいかなと思っております。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。それでは、潮谷委員。

【潮谷委員】 国と地方の役割分担の(3)でございますけれども、そのところに複数の都道府県域を対象とする広域計画のあり方を含め検討するという項目がございますけれども、一つは、こういう検討の仕方と同時に、もう一つは、個別の課題ごとに対象地域を柔軟に変えて検討していくというような方法も、今後の国土を考えていくときの課題ではないかと思っておりますので、検討課題の中にそうした側面も含めていただければと思います。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。続いてどうぞ。中川委員。

【中川委員】 私、昨年終りまで水資源開発審議会、それを受け持っておったわけでございますけれども、先ほどの分科会に関連いたしまして申し述べたいと存じます。水資源開発審議会というのは、ご承知のように、水資源開発促進法に基づいて水資源開発基本計画を検討してきたわけですが、ちょうど2000年度で従来の目標とするウォータープランが終わりまして、新しい21世紀のウォータープラン、そういうものを打ち立てたわけで、したがって、調査計画部会というのを一昨年からつくりまして、全国の7水系を対象とした水資源基本計画の策定に当たっての留意点を取りまとめました。新しい21世紀のスキームでまさに始まるうというところかと思っております。

そういったことを考えますと、先ほどから雨の問題とか、水の問題とか、あるいは交通

の問題とか、住宅の問題とかいろいろありまして、ぜひそういった非常に総合的な立場から物を見る形での審議会とするためには分科会というものの活動を非常に活発していただいて、その結果を集約していただき、議論に乗せていただくということをお願いしたいと思うわけでございます。

それともう一つは、まさにこれに書いてございます。先ほど丹保先生がおっしゃったように、これまでの非常に巨大な工業社会と申しますか、そういうものが大量生産・大量消費・大量廃棄をやってきて、エネルギーしろ、資源にしろ、全部その外側につけ回しをしたというところだと思えますね。東京を例にとれば、ごみにしろ、水資源にしろ、これはすべてそういうことになっておって、これから地方ということをおっしゃいましたけれど、要は、東京とか、あるいは関西とか、そういったものとの対比で、地方というものをどういうふうに、地域というものをどういうふうに考えるのかというような議論も非常に問題になると思うんです。

手前みそですけど、私など河川に関係する者として、昔の徳川時代の幕藩体制を考えますと、それぞれ河川一つ一つの流域が、これが藩になっておったわけですね。それは少なくとも今のところでは一つの水系、例えば江戸川なら江戸川、利根川なら利根川といった水系単位になる。なぜかという、水というのは、さっきおっしゃったように、我々が生きているのは、要するに、全部その水系を含めた土と水との接点との中で生きてきているわけですから、一つそういった地域というようなものが頭の中に考えられるんじゃないか。せっかく新しいパラダイムシフト、これをやった21世紀ということですから、その点からももう一度地域というようなもの、あるいはブロックというものについて十分ご検討をいただいて、どこの切り口から見るかというようなことをいろいろご審議願いますと非常にありがたいと、こう思っております。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございました。ただいま部会のお話が出ましたので、先ほど専門的な調査をするために部会を設置するということを決めていただきましたけれども、これにつきまして事務局のほうから必要な手続についてどうするかご説明お願いいたします。

【国土計画局長】 これにつきまして名称をどうするかとか、設置要綱のようなものをいずれ決めていただく必要があるかと思いますが、設置要綱につきましては、また、本日直ちにとするのも困難かと思しますので、できれば会長にご一任いただくという形をお願いしたいと思います。名称につきましては、できましたらこの場で決めていただけると

大変ありがたいと思うんですけども、これまでの例ですと、例えば計画部会ですとか、調査部会ですとか、政策部会といったような名前をつけた例がございます。

【秋山会長】 矢田委員、何かご提案ございますか。

【矢田委員】 国土審議会に10年ぐらい関係していますと、全総ができて、次がそれをどう具体化するために政策部会、それから、そろそろ見直しをといるときは調査部会、新しい全総をつくる時は計画部会で大体3年周期ぐらいで異なる部会を設置してきましたが、今回の場合は、資料3にありますように、多様な審議会を合体した国土審議会ですので、そういうサイクルの話とはちょっと違うのかなと思っております。資料3に、法に基づいて分科会というのがございますが、今、提起しているのは、5審議会を再編成し、今まで議論がありましたような、同じ地方でも大都市圏と非大都市圏のかかわり、あるいは地方といっても、ブロックと都道府県・市町村の関係という非常に難しい話について議論することになりますので、この用語をそのままいただきますと、基本政策ということになるのかなと思っております。

【秋山会長】 それでは、当面まず基本政策部会を置くということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【秋山会長】 はい、ありがとうございます。これにつきまして何かほかに決めておいていただくことはございますか。

【国土計画局長】 これは部会に所属する委員の方々及びまた新たに特別委員の方々を任命する必要があるかと思いますが、これは審議会令で会長にご指名いただくということになっております。部会が発足いたしますと、部会長は部会の委員が互選で決めていただくということになります。

【秋山会長】 はい、どうもありがとうございます。それでは、設置要綱並びに委員の構成等につきましては、会長にご一任いただくということで、皆さんの中から部会へもご参加いただく方が出られると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、そのほかの件について何か特にご意見がございましたら、岩崎委員、よろしゅうございますか。井上委員、よろしゅうございますか。

それでは、特にございませんでしたら、時間も押し迫ってきますので、次の報告事項に移らせていただきたいと思ひます。

【都市・地域整備局坂山審議官】 お手元の資料7番、後ろのほうに3枚紙の資料をつ

けさせていただいております。その資料に基づきまして、西彼杵地域半島振興計画の一部変更につきまして、ご説明いたします。

2枚目をごらんになっていただきたいと思います。半島振興法に基づいて半島振興対策実施地域というのを指定することになっておりますが、この19番なのですが、長崎県、西彼杵地域というのが既に指定されてございます。3枚目、もう一枚めくっていただきますと、最後の紙でございますけれども、それを拡大した地図がございます。薄くつけておりますのが西彼杵の半島地域、もう少し黒くつけております大島、蛸浦島という、この間に寺島という小さな島を挟みまして、西海町から橋がかかった。平成11年11月に橋がかかりまして、今まで離島振興法で離島として振興対策を講じておったわけですが、橋がかかると、島は島なのですが、地域開発法のシステム上は半島地域ということになりまして、この西彼杵地域と橋がかかったものですから半島地域に吸収されるという、そういうことになってございます。

一番最初の1枚目に戻っていただきたいと思います。その辺の経緯につきましては、1枚目の上のほうに書いてございまして、真ん中のところ、半島振興法のスキームというところの一番最初の「半島振興対策実施地域」の指定ということがございますが、これは、実は昨年12月に国土審議会の半島振興対策特別委員会の審議を経まして、この地域に、先ほど申し上げました大島町と崎戸町を追加指定いたしております。このスキームの2つ目の「半島振興計画」の策定という、そのこの手続で、その2つ目の で、国土審議会における審議が必要というふうに書いてございます。この計画につきましては、現在長崎県知事さんのほうで案を作成されてございまして、私どものほうに協議をいただいております。半島振興法の法定の手続に従いまして、この国土審議会の半島振興対策分科会においてご審議いただきまして、その了解をいただきました後、直ちに国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣が同意することとしたいというふうを考えてございまして、今、申し上げました橋がかかった離島の2つの町については、今年度いっぱい離島振興法の対象地域から外れることになっております。この手続を速やかに行うことによりまして、離島振興法による措置から半島振興法に係る措置に円滑に移行したいというふうを考えております。資料につきましては以上でございます。

【秋山会長】 本件に関しましては、法令上半島振興対策分科会の所管となっておりますので、この分科会においてご審議いただくこととなりますので、ご了承願いたいと思っております。

そのほか特にご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、本日いただきましたいろいろのご意見を踏まえながら、今後の国土審議会の審議を進めていきたいと思っております。なお、この後、記者会見がございますので、皆様からいただきました主なる意見については紹介させていただくとともに、議事録についてはまた公開の手続きをとらせていただきたいと思います。

事務局、何かございます、そのほかに？

【国土計画局総務課長】 本日、お配りいたしました資料につきましては、大部でございますので、もし重たいようでしたら、お席に置いていただければ後ほど事務局からお送りをさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【秋山会長】 それではこれをもちまして第1回国土審議会を終了させていただきます。本日は大変活発なご意見をいただきましてありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- - 了 - -